

砂川市訓令第38号

令和5年9月13日

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱（平成25年訓令第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の次に「（以下「事業計画」という。）」を加え、「及び推進」を削り、「検討する」を「協議検討する」に改める。

第2条の見出し中「所掌事務」を「所掌事項」に改め、第1号中「砂川市子ども・子育て支援事業計画」を「事業計画」に改め、第2号を次のように改める。

（2）その他事業計画の策定に関し必要な事項。

第3条第2項中「副市長を」を「副市長」に改める。

第8条第1項中「砂川市子ども・子育て支援事業計画策定事務」を「事業計画策定事務」に改める。

別表（第6条関係）を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第6条関係）

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会組織図

